# 第6回 食の安全・安心の確保に関する条例検討会事項書

平成20年1月30日

- 1 条例骨子案(正副座長案)の修正について
- 2 今後の進め方について

章	節	項目	
-	II)	次ロ	(1)本県は、古には、美し国、御食国と称され、豊かな食料を生み出した地であった。我々は、現在においても、また、将来
前文			にわたってもかくありたいと考える。 (2) 食は、人々の日々の糧であるが、健康で豊かな生活を送るためにはその安全と安心が確保されなければならない。 (3) 現在、我々は、経済の発展や科学技術の発達によって豊かな食生活を享受できるようになったが、その一方で、国際的な物流の拡大や新たな食品製造技術の開発は、環境汚染物質による食品汚染の可能性、食品への有害物質の残留の可能性など、新たな不安を生じさせていることも否めない。 (4) 国においては、食品の安全性及び信頼性の確保のために多くの法律が制定されているが、本県において、食品の安全性及び信頼性を損なう事件が発生し、消費者である県民に、食に対する不安感や不信感を抱かせた。 (5) このような状況において、本県における食品の安全性及び信頼性を確保していくことは、本県が取り組むべき喫緊の課題であるとともに、安全・安心な県産食品の供給の拡大に寄与するものである。 (6) ここに、食の安全・安心の確保に関する基本理念を明らかにしてその方向性を示し、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。
		1 目的	この条例は、 <mark>県民が豊かな食生活を通じて健康に暮らしていくためには</mark> 食品の安全性及び信頼性(以下「食の安全・安心」という。)をの確保することが重要であることにかんがみ、食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進し、もって県民の健康の保護並びに県民に信頼される安全・安心な食品の供給及び消費の拡大に寄与することを目的とする。
		2 定義	この条例における用語の意義は、次のとおりとする。 (1)食品 すべての飲食物(薬事法(昭和35年法律第145号)に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。)をいう。 (2)食品等 食品並びに添加物(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条第2項に規定する添加物をいう。)、器具(同条第4項に規定する器具をいう。)、容器包装(同条第5項に規定する容器包装をいう。)及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物をいう。 (3)食品関連事業者 食品等又は肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。
		3 基本理念	(1)食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講ぜられることにより、行われなければならない。 (2)食の安全・安心の確保は、国、県、市町、食品関連事業者、県民、食品関連事業者、県等すべての関係者の相互理解、連携及び協働の下に、食品に対する県民の信頼が確保されることを旨として行われなければならない。 (3)食の安全・安心の確保は、食品等の安全性を高めるための措置が講ぜられ、かつ、食品等に適正な表示が行われることにより、食品に対する県民の信頼が形成されることを旨として行われなければならない。 (34)食の安全・安心の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、科学的知見に基づき必要な措置が講ぜられることにより、行われなければならない。
I 総則		4 県の責務	県は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
		5 食品関連事 業者の責務	(1) 食品関連事業者は、自らが食品等の安全性及び信頼性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、関係法令を遵守して事業活動を行う責務を有する。 (2) 食品関連事業者は、事業活動を行うに当たっては、県民の信頼を損なうことのないよう、食品等の安全性を確保するために必要な措置を食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において適切に講ずる責務を有する。 (3) 食品関連事業者は、事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品等に関する正確かつ適切な情報の提供にを提供することにより、食品等に対する県民の信頼を確保するよう努めなければならない。 (4) 食品関連事業者は、事業活動に関し、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に積極的に協力する責務を有する。
		6 県民の役割	(1) 県民は、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるよう努めるものとする。とともに、県が実施する施策について意見を表明するよう努めることによって、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。 (2) 県民は、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策について意見を表明するよう努めることによって、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。 (2) 県民は、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策について協力するよう努めるものとする。
		7 国等との連 携等	(1) 県は、食の安全・安心の確保に関する施策の推進に当たっては、国又は他の地方公共団体との密接な連携を図るものとする。 (2) 県は、食の安全・安心の確保を図るため必要があると認めるときは、国に対し意見を述べ、必要な措置を講ずるよう求めるものとする。
		8 年次報告	知事は、毎年、議会に、食の安全・安心の確保に関して <mark>講じた実施した</mark> 施策に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。
		9 財政上の措 置	県は、食の安全・安心の確保に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
Ⅱ 基本 方針		1 基本方針	(1) 知事は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するため、食の安全・安心の確保に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。 (2) 基本方針は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。 (3) 知事は、基本方針を定めるに当たっては、三重県食の安全・安心確保のための検討会議(仮称)の意見を聴かなければならない。
		1 体制の整備	(1) 県は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するために必要な体制の整備を図るものとする。 (2) 県は、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に関する体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。
		<mark>2 事業者の取</mark> <del>組への支援</del>	県は、食品関連事業者が自主的に行う食の安全・安心を確保するための取組を促進するため、情報の提供、助言その他 必要な措置を講ずるものとする。
		3 <mark>2</mark> 監視指導 体制の強化	県は、食の安全・安心を確保するため、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、一貫した監視、指導、検査その他の必要な措置を講ずるものとする。
		4 <mark>3</mark> 調査研究 の推進	県は、食の安全・安心の確保に関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び研究を行うとともに、その成果の普及啓発を行うものとする。

章	節	項目	
·	ー 安全・ 安心の推 進	<del>54</del> 人材の育 成	県は、食の安全・安心の確保に関する専門的な知識を有する人材を育成するために必要な <del>施策措置</del> を講ずるものとする。
		65 食育の推 進による知識の 普及啓発	県は、県民が <del>食品関連事業者の活動、自らの食生活等に関心を持ち、</del> 食の安全・安心に対する理解を深めることができるよう <del>に、学校、家庭、職域、家庭、地域、学校</del> その他の様々な場 <del>を通じた教育の機会の提供等により、</del> における食育の取組を推進 <del>するものとする。</del> し、食の安全・安心に関する知識の普及啓発を行うものとする。
		<del></del>	県は、 <mark>食品等の表示に対する県民の信頼を確保するため、</mark> 食品等の表示が適正に実施されるよう監視及び指導を行うとともに、食品等の表示に係る制度の普及 <del>及び</del> 啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。
Ⅲ 基本 的施策		87 自主基準 の設定及び公開 <mark>の促進</mark>	(1) 県は、食品関連事業者は、県民が安全で安心な食品を選択することができるように、自らが提供する食品等に係る食の安全・安心に関する基準の設定及び公開並びにその遵守に努めるものとする。を促進するために必要な措置を講ずるものとする。 (2) 県は、(1)の規定により食品関連事業者が行う基準の設定及び公開を促進するために必要な措置を講ずるものとす
		<del>98</del> 認証制度	る。 県は、一定の基準以上の品質を具備する、又は一定の要件・基準に基づいて生産された県産食品の認証制度を積極的 に推進し、 <mark>県民に信頼される安全・安心な食品の食の安全・安心の確保及び</mark> 地産地消の拡大を図るものとする。
		1 相互理解の 推進等	県は、 <del>県民と食品関連事業者が食品に関する情報を共有し、</del> 県民、食品関連事業者及び県が、相互に理解を深め、信頼 関係を構築できるようにするため、 <del>食品の安全性等に関する情報の収集、分析及び提供に努めるとともに、県民、食品関連</del> 事業者、県等の交流を促進する等意見交換、相互交流の機会の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。
	二 <del>相互</del> <del>理解、連</del>	2 <mark>関係団体</mark> 関 <mark>係者</mark> との協働	県は、食の安全・安心を確保するため、県民及び食品関連事業者並びにこれらの者により構成される団体と協働して、施 策を推進するものとする。
	携協働の <del>促進等</del> 県民の参 加等		(1)県民及び食品関連事業者は、食の安全・安心の確保に関する施策の策定、改善又は廃止について、知事に提案することができる。 (2)知事は、(1)の規定による提案が行われたときは、必要な検討を行い、当該提案をした者にその結果を通知するものとする。 (3)(1)及び(2)に定めるもののほか、(1)の規定による提案に関し必要な事項は、規則で定める。
		4 危害情報の 申出	(1)県民は、健康に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある食品等についての情報を入手した場合は、必要な措置が講ぜられるよう、県に対して申出をすることができる。 (2)県は、(1)の申出の内容に相当な理由があると認めるときは、速やかに、関係法令に基づく必要な措置を講ずるものとする。
		1 安全な農林 水産物の供給	(1)食品関連事業者は、安全な農林水産物を供給するため、農薬、肥料、飼料及び動物用医薬品(以下(2)において「農薬等」という。)の使用方法について関係法令で定める基準に従い、農林水産物を生産しなければならない。 (2)県は、食品関連事業者による安全な農林水産物の供給に資するため、農薬等の使用に関して関係法令で定められた基準に係る指導及び監督を行うとともに、情報の提供その他の必要な技術的支援を講ずるものとする。
		+2 出荷・販売 の禁止	(1)食品関連事業者(農林水産物を生産し、又は採取する者に限る。)は、食品衛生法第11条第2項又は第3項の規定により販売等が禁止された農林水産物を出荷してはならない。 (2)食品関連事業者(農林水産物を生産し、又は採取する者に限る。)は、食品衛生法第11条第2項又は第3項の規定により販売等が禁止された農林水産物に該当する疑いがあるものは、その安全性が確認された後でなければ、これを出荷し、又は販売してはならない。
Ⅳ全の関措安心保る		23 自主回収 の報告	(1)食品関連事業者(県内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有する者であって、別に規則で定めるものに限る。)は、その生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合であって、当該食品等が次の①又は②に該当するときは、直ちに速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。 ①食品衛生法の規定に違反し、又は違反する疑いがある場合食品等(同法第19条第2項の規定に違反し、又は違反する疑いがあるもの(規則で定めるものを除く。)を除く。)を除く。) ②①に掲げる場合もののほか、健康への悪影響をの未然に防止又は食品等への信頼性の確保のする観点から規則で定める食品等ものである場合 (2)食品関連事業者(県内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有する者であって、別に規則で定めるも
			のに限る。)のうち、自ら生産し、採取し、製造し、輸入し、又は加工した食品等を、当該食品等を生産し、採取し、製造し、輸入し、又は加工した施設又は場所において、他の者を経ることなく直接県民に販売することを主として営む者については、(1)の規定は、適用しない。 (3)食品関連事業者(県内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有する者であって、別に規則で定めるもの)が自主的な回収に着手した食品等が、次のいずれかに該当する場合については、(1)の規定は、適用しない。 ①県の区域内に流通していないことが明らかな場合 ②県民に販売されていないことが明らかな場合
		<del>34</del> 回収に係る 指導 <del>・公表</del> 等	(1)知事は、IV-23-(1)の規定による報告に係る回収の措置が、人の健康に係る被害の発生又はその拡大を防止する上で適切でないと認めるときは、当該報告を行った食品関連事業者に対し、回収の措置の変更に係る指導その他の必要な指導を行うことができる。 (2)知事は、IV-3-(1)の規定による報告を受けたときは、速やかに当該報告に係る食品等が流通する地域を管轄する地方公共団体の長に対し、当該報告に係る情報を提供するものとする。 (23)IV-23-(1)の規定による報告を行った食品関連事業者は、当該報告に係る回収を終了したときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。 (34)知事は、IV-23-(1)又は34-(23)の規定による報告を受けたときは、速やかに、県民に対し当該報告の内容に係る情報を公表提供するものとする。ただし、自主的な回収に着手した食品等が次のいずれかに該当する場合については、この限りでない。 ①県の区域内に流通していないことが明らかな場合 ②県民に販売されていないことが明らかな場合

			3/3
章	節	項目	規定
		4 <mark>5</mark> 立入調査	(1) 知事は、食品関連事業者がIV-12の規定に違反して農林水産物を出荷し、若しくは販売したとき、又はそのおそれがあると認めるときは、当該食品関連事業者その他の関係者から報告を求め、又はその職員に、それらのものの事業所、事務所その他の事業に係る施設若しくは場所に立ち入り、食品等、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は試験若しくは検査を行うために必要な限度において、これらの物件の提出を求めさせることができる。 (2) 知事は、食品関連事業者が(1)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同規定による物件の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その旨を公表することができる。
		<del>5</del> 6 措置勧告	(1)知事は、食品関連事業者が次のいずれかに該当するときは、当該食品関連事業者に対し、必要な措置を勧告することができる。 ①IV-12の規定に違反して農林水産物を出荷し、又は販売したとき ②IV-45の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同規定による調査若しくは物件の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき (2)知事は、(1)の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に係る食品関連事業者に対し、あらかじめその旨を通知し、釈明及び証拠の提出の機会を与えるものとする。ただし、公益上緊急を要するときは、この限りでない。 (3)知事は、(1)の規定による勧告をした場合は、その旨及び当該勧告の内容等を公表することができる。
V 附属 機関		1 設置等	(1) 知事の附属機関として、三重県食の安全・安心確保のための検討会議(仮称)(以下「検討会議」という。)を置く。 (2)検討会議は、次に掲げる事項を調査審議する。 ①基本方針に関すること。 ②食の安全・安心の確保に関する関係者の相互理解、連携及び協働に関すること。 ③②①及び②に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する基本的事項施策に関すること。 (3)検討会議は、(2)に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。
		2 組織等	(1)検討会議は、10人以内で組織する。 (2)委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。 ①消費者 ②食品関連事業者 ③学識経験者
VI 雑則		委任	この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附則		1 施行期日	この条例は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。 ※項目の内容ごとに施行期日が異なる場合があります。
		2 見直し	この条例の規定については、食の安全・安心の確保に関する国の施策等の状況及びこの条例の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
		3 その他	$\%1$ 、2のほか、本則( $I\sim VI$ )を施行するに当たって必要となる付随的な事柄を規定します。

(資料2)

章	節	項目	
			(1)本県は、古には、美し国、御食国と称され、豊かな食料を生み出した地であった。我々は、現在においても、また、将来にわたってもかくありたいと考える。
前文			(2)食は、人々の日々の糧であるが、健康で豊かな生活を送るためにはその安全と安心が確保されなければならない。 (3)現在、我々は、経済の発展や科学技術の発達によって豊かな食生活を享受できるようになったが、その一方で、国際的な物流の拡大や新たな食品製造技術の開発は、環境汚染物質による食品汚染の可能性、食品への有害物質の残留の可能性など、新たな不安を生じさせていることも否めない。
			(4)国においては、食品の安全性及び信頼性の確保のために多くの法律が制定されているが、本県において、食品の安全性及び信頼性を損なう事件が発生し、消費者である県民に、食に対する不安感や不信感を抱かせた。
			(5)このような状況において、本県における食品の安全性及び信頼性を確保していくことは、本県が取り組むべき喫緊の課題であるとともに、安全・安心な県産食品の供給の拡大に寄与するものである。 (6)ここに、食の安全・安心の確保に関する基本理念を明らかにしてその方向性を示し、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。
		1 目的	この条例は、県民が豊かな食生活を通じて健康に暮らしていくためには食品の安全性及び信頼性(以下「食の安全・安心」という。)を確保することが重要であることにかんがみ、食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進し、もって県民の健康の保護並びに県民に信頼される安全・安心な食品の供給及び消費の拡大に寄与することを目的とする。
		2 定義	この条例における用語の意義は、次のとおりとする。 (1)食品 すべての飲食物(薬事法(昭和35年法律第145号)に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。)をいう。 (2)食品等 食品並びに添加物(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条第2項に規定する添加物をいう。)、器具(同条第4項に規定する器具をいう。)、容器包装(同条第5項に規定する容器包装をいう。)及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物をいう。 (3)食品関連事業者 食品等又は肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。
		3 基本理念	(1)食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講ぜられることにより、行われなければならない。 (2)食の安全・安心の確保は、県民、食品関連事業者、県等すべての関係者の相互理解、連携及び協働の下に、食品に対する県民の信頼が確保されることを旨として行われなければならない。 (3)食の安全・安心の確保は、食品等の安全性を高めるための措置が講ぜられ、かつ、食品等に適正な表示が行われることにより、食品に対する県民の信頼が形成されることを旨として行われなければならない。 (4)食の安全・安心の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、科学的知見に基づき必要な措置が講ぜられることにより、行われなければならない。
I 総則		4 県の責務	県は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
		5 食品関連事 業者の責務	(1) 食品関連事業者は、自らが食品等の安全性及び信頼性の確保について第一義的責任を有していることを認識し、関係法令を遵守して事業活動を行う責務を有する。 (2) 食品関連事業者は、事業活動を行うに当たっては、県民の信頼を損なうことのないよう、食品等の安全性を確保するために必要な措置を食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において適切に講ずる責務を有する。 (3) 食品関連事業者は、事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品等に関する正確かつ適切な情報を提供することにより、食品等に対する県民の信頼を確保するよう努めなければならない。 (4) 食品関連事業者は、事業活動に関し、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に積極的に協力する責務を有する。
		6 県民の役割	(1) 県民は、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるよう努めるものとする。 (2) 県民は、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策について意見を表明するよう努めることによって、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。 (3) 県民は、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策について協力するよう努めるものとする。
		7 国等との連 携等	(1) 県は、食の安全・安心の確保に関する施策の推進に当たっては、国又は他の地方公共団体との密接な連携を図るものとする。 (2) 県は、食の安全・安心の確保を図るため必要があると認めるときは、国に対し意見を述べ、必要な措置を講ずるよう求めるものとする。
		8 年次報告	知事は、毎年、議会に、食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。
		9 財政上の措 置	県は、食の安全・安心の確保に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
Ⅱ 基本 方針		1 基本方針	(1) 知事は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するため、食の安全・安心の確保に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。 (2) 基本方針は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。 (3) 知事は、基本方針を定めるに当たっては、三重県食の安全・安心確保のための検討会議(仮称)の意見を聴かなければならない。
		1 体制の整備	(1) 県は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するために必要な体制の整備を図るものとする。 (2) 県は、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に関する体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。
		2 監視指導体 制の強化	県は、食の安全・安心を確保するため、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、一貫した監視、指導、検査その他の必要な措置を講ずるものとする。
		3 調査研究の 推進	県は、食の安全・安心の確保に関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び研究を行うとともに、その成果の普及啓発を行うものとする。

			2/3
章	節	項目	規定
	ー 安全・ 安心の推 進	4 人材の育成	県は、食の安全・安心の確保に関する専門的な知識を有する人材を育成するために必要な措置を講ずるものとする。
		5 食育の推進 による知識の普 及啓発	県は、県民が食の安全・安心に対する理解を深めることができるよう、家庭、地域、学校その他の様々な場における食育の取組を推進し、食の安全・安心に関する知識の普及啓発を行うものとする。
		6 適正表示の 推進	県は、食品等の表示に対する県民の信頼を確保するため、食品等の表示が適正に実施されるよう監視及び指導を行うとともに、食品等の表示に係る制度の普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。
Ⅲ 基本 的施策		7 自主基準の 設定及び公開の 促進	県は、食品関連事業者自らが提供する食品等に係る食の安全・安心に関する基準の設定及び公開を促進するために必要な措置を講ずるものとする。
		8 認証制度	県は、一定の基準以上の品質を具備する、又は一定の要件・基準に基づいて生産された県産食品の認証制度を積極的 に推進し、県民に信頼される安全・安心な食品の地産地消の拡大を図るものとする。
		1 相互理解の 推進等	県は、県民、食品関連事業者及び県が、相互に理解を深め、信頼関係を構築できるようにするため、意見交換、相互交流の機会の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。
		2 関係者との 協働	県は、食の安全・安心を確保するため、県民及び食品関連事業者並びにこれらの者により構成される団体と協働して、施 策を推進するものとする。
	二 県民 の参加等	3 施策の提案	(1) 県民及び食品関連事業者は、食の安全・安心の確保に関する施策の策定、改善又は廃止について、知事に提案することができる。 (2) 知事は、(1) の規定による提案が行われたときは、必要な検討を行い、当該提案をした者にその結果を通知するものと する。
		4 危害情報の	(3)(1)及び(2)に定めるもののほか、(1)の規定による提案に関し必要な事項は、規則で定める。 (1)県民は、健康に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある食品等についての情報を入手した場合は、必要な措置が講せられるよう、県に対して申出をすることができる。
		申出	(2) 県は、(1) の申出の内容に相当な理由があると認めるときは、速やかに、関係法令に基づく必要な措置を講ずるものとする。
		1 安全な農林 水産物の供給	(1)食品関連事業者は、安全な農林水産物を供給するため、農薬、肥料、飼料及び動物用医薬品(以下(2)において「農薬等」という。)の使用方法について関係法令で定める基準に従い、農林水産物を生産しなければならない。 (2)県は、食品関連事業者による安全な農林水産物の供給に資するため、農薬等の使用に関して関係法令で定められた基準に係る指導及び監督を行うとともに、情報の提供その他の必要な技術的支援を講ずるものとする。
		2 出荷・販売の 禁止	(1)食品関連事業者は、食品衛生法第11条第2項又は第3項の規定により販売等が禁止された農林水産物を出荷してはならない。 (2)食品関連事業者は、食品衛生法第11条第2項又は第3項の規定により販売等が禁止された農林水産物に該当する疑いがあるものは、その安全性が確認された後でなければ、これを出荷し、又は販売してはならない。
			(1)食品関連事業者(県内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有する者であって、別に規則で定めるものに限る。)は、その生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合であって、当該食品等が次の①又は②に該当するときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。
		3 自主回収の 報告	①食品衛生法の規定に違反し、又は違反する疑いがある食品等(同法第19条第2項の規定に違反し、又は違反する疑いがあるもの(規則で定めるものを除く。)を除く。) ②①に掲げるもののほか、健康への悪影響の未然防止又は食品等への信頼性の確保の観点から規則で定める食品等
Ⅳ安			(2)食品関連事業者(県内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有する者であって、別に規則で定めるものに限る。)のうち、自ら生産し、採取し、製造し、輸入し、又は加工した施設又は場所において、他の者を経ることなく直接県民に販売することを主として営む者については、(1)の規定は、適用しない。
全・安の関措を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を表しています。		4 回収に係る 指導等	(1)知事は、IV-3-(1)の規定による報告に係る回収の措置が、人の健康に係る被害の発生又はその拡大を防止する上で適切でないと認めるときは、当該報告を行った食品関連事業者に対し、回収の措置の変更に係る指導その他の必要な指導を行うことができる。 (2)知事は、IV-3-(1)の規定による報告を受けたときは、速やかに当該報告に係る食品等が流通する地域を管轄する地方公共団体の長に対し、当該報告に係る情報を提供するものとする。 (3)IV-3-(1)の規定による報告を行った食品関連事業者は、当該報告に係る回収を終了したときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。 (4)知事は、IV-3-(1)又は4-(3)の規定による報告を受けたときは、速やかに、県民に対し当該報告の内容に係る情報を提供するものとする。ただし、自主的な回収に着手した食品等が次のいずれかに該当する場合については、この限りでない。
		5 立入調査	①県の区域内に流通していないことが明らかな場合 ②県民に販売されていないことが明らかな場合 知事は、食品関連事業者がIV-2の規定に違反して農林水産物を出荷し、若しくは販売したとき、又はそのおそれがあると認めるときは、当該食品関連事業者その他の関係者から報告を求め、又はその職員に、それらのものの事業所、事務所その他の事業に係る施設若しくは場所に立ち入り、食品等、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は試験若しくは検査を行うために必要な限度において、これらの物件の提出を求めさせることができる。

			3/3
章	節	項目	規定
		6 措置勧告	(1)知事は、食品関連事業者が次のいずれかに該当するときは、当該食品関連事業者に対し、必要な措置を勧告することができる。 ①IV-2の規定に違反して農林水産物を出荷し、又は販売したとき ②IV-5の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同規定による調査若しくは物件の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき (2)知事は、(1)の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に係る食品関連事業者に対し、あらかじめその旨を通知し、釈明及び証拠の提出の機会を与えるものとする。ただし、公益上緊急を要するときは、この限りでない。 (3)知事は、(1)の規定による勧告をした場合は、その旨及び当該勧告の内容等を公表することができる。
Ⅴ 附属		1 設置等	(1) 知事の附属機関として、三重県食の安全・安心確保のための検討会議(仮称)(以下「検討会議」という。)を置く。 (2)検討会議は、次に掲げる事項を調査審議する。 ①基本方針に関すること。 ②食の安全・安心の確保に関する施策に関すること。 (3)検討会議は、(2)に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。
機関		2 組織等	(1)検討会議は、10人以内で組織する。 (2)委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。 ①消費者 ②食品関連事業者 ③学識経験者
VI 雑則		委任	この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附則		1 施行期日	この条例は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。 ※項目の内容ごとに施行期日が異なる場合があります。
		2 見直し	この条例の規定については、食の安全・安心の確保に関する国の施策等の状況及びこの条例の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
		3 その他	※1、2のほか、本則(I ~VI)を施行するに当たって必要となる付随的な事柄を規定します。

# 骨子案の修正について

当初案との比較は次のとおり。

1 新たに追加したもの

前文

「 安全・安心の確保に関する措置」の先頭に「安全な農林水産物の供給」という項目を入れ、その規定を置いた。

「附則」を追加し、「施行期日」、「見直し」、「その他」に関する規定を置いた。

# 2 修正した箇所

- 1 目的

「県民が豊かな食生活を通じて健康に暮らしていくためには食の安全・安心を確保することが重要であることにかんがみ」という文言を冒頭に追加し、結語に「県民に信頼される安全・安心な食品の供給及び消費の拡大」を追加した。

- 3 基本理念
- (1)若干の文言を追加し、食品安全基本法と同様の記述とした。
- (2)関係者の順序を「県民」、「食品関連事業者」、「県」の順に改め、「食品に対する県民の信頼が確保されることを旨として」を追加した。
- (3) 当初案の(3) を(4) に繰り下げ、「安全性を高める措置と適正な表示により県民の信頼が形成される」という主旨の規定を入れた。
  - 5 食品関連事業者の責務
- (1)「食品」を「食品等」に改め、「信頼性」の確保を追加した。
- (2)「県民の信頼を損なうことのないよう」を追加し、「食品」を「食品等」に改めた。
- (3)「食品等に対する県民の信頼を確保するよう」を追加した。
  - 6 県民の役割

「県が実施する施策」を「県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策」に 改め、当初案の(1)を(1)と(2)に分け、(2)を(3)に繰り下げた。

- 8 年次報告

「講じた」を「実施した」に改めた。

#### 基本的施策

一-2 事業者の取組への支援

項目から削除し、以下の項目を繰り上げた。

- - 4 人材の育成

「施策」を「措置」に改めた。

- - 5 食育の推進

項目を「食育の推進による知識の普及啓発」に改めた。

食育の取組を推進する場として列挙している順序を「家庭」、「地域」、「学校」の

順に改め、食育の推進によって「食の安全・安心に関する知識の普及啓発を行うものとする」に改めた。

- 6 適正表示の推進

「食品等の表示に対する県民の信頼を確保するため」を追加した。

一 - 7 自主基準の設定及び公開

項目を「自主基準の設定及び公開の促進」に改め、(1)と(2)を「県」を主語にして(1)に統一した。

一-8 認証制度

「県民に信頼される安全・安心な食品の地産地消の拡大」を図る旨を明確にした。

二 相互理解、連携協働の促進等節を「県民の参加等」に改めた。

二-1 相互理解の推進等

規定の整理を行い、「県民、食品関連事業者及び県」が、相互に理解を深め、信頼 関係を構築できるよう、県が「意見交換、相互交流の機会の確保その他の必要な措 置を講ずる」ものと改めた。

二-2 関係団体との協働

項目を「関係団体との協働」から「関係者との協働」に改めた。

#### 安全・安心の確保に関する措置

- 「 1 安全な農林水産物の供給」を追加したことにより、項目の繰り下げを行った。また、繰り下げに伴い規定の引用部分を修正した。
- 2 出荷・販売の禁止 食品関連事業者の対象を「農林水産物を生産し、又は採取する者に限る。」とする文言を削除した。
- 3 自主回収の報告
- (1)知事への報告を「直ちに」から「速やかに」に改め、若干の文言の修正を行った。

報告の対象から「食品衛生法第19条第2項の規定に違反し、又は違反する疑いがあるもの」を除いた(ただし、「規則で定めるもの」は報告の対象とする)。 報告の対象に「食品等への信頼性の確保の観点から規則で定める食品等」を加えた。

- (2)若干の文言の修正を行った。
  - 4 回収に係る指導・公表等

項目を「回収に係る指導等」に改めた。

- (1)の次に、「知事は、自主回収の報告を受けたときに、他の地方公共団体の長に情報を提供する」という主旨の規定を置き、(2)及び(3)を繰り下げた。
- (4)「公表」を「情報の提供」に改め、ただし書きにおいて自主回収に着手した食品等が「 県の区域内に流通していないことが明らかな場合、 県民に販売されていないことが明らかな場合」にも自主回収の報告が必要なものとした(ただし、県民への情報提供は不要)。

- 5 立入調査
  - 立入調査の拒否を公表する前に措置勧告を必要とするための整理を行った。
- (2)削除。
  - 6 措置勧告
- (1) 「物件の提出」を「調査若しくは物件の提出」に改めた。

# 附属機関

- 1 設置等
- (2) を削除し、 を「食の安全・安心の確保に関する施策に関すること」に修正して繰り上げた。

## 骨子案に対する委員の主な意見への対応

安全性が前面に出て信頼性の観点が弱い

「基本理念」に記述を追加、「事業者の責務」に「信頼」の文言を追加。

「自主回収報告」の対象に県外のみ流通も追加すべき

自主回収報告の対象として流通地域限定は廃止し、すべてを対象とし、関係 地域への通報制度を追加。ただし、県民への情報提供(=当初案の公表)の 対象からは除外した。

県民参加の観点が弱い

章第2節を「相互理解、連携協働の促進等」から「県民の参加等」へ改めるとともに、 - 1の記述を修正。

「食育」の記述について、また、本条例で規定すること自体について

「食育の推進」から「食育の推進による知識の普及啓発」に見出しを改めた上、記述を修正。

「見直し規定」が必要ではないか

新設した「附則」に記述。

「危害情報の申出者」の保護等を規定すべき

個人情報は他法令で保護されており、これに基づく運用で担保されると整理 したため、修正は行わず。

「自主回収報告」に関して自主回収の原因にJAS法違反も加えるべき

自主回収の報告の対象に「食品等への信頼性の確保の観点」から規則で定める食品等を追加。

## 執行部からの主な意見への対応

関係者からの意見聴取を行うべき

パブコメ実施及び関係者意見聴取の機会の設定を検討

周知期間を設けるべき

附則の施行期日を条文化の段階において検討。

規制条項の配列を「自主回収の報告」「回収に係る指導」「出荷等の禁止」「立入調査」「措置勧告」の順に改めるべき

一般的な条文配置の考え方からは変更は不要。

「立入調査」の拒否、即、「公表」ではなく「措置勧告」の後にすべき

措置勧告時以降へ修正。

「自主回収」を阻害することがないよう、些細な表示違反等は適用除外とすべき

規則で定めるものを除いて、「食品衛生法第19条第2項の規定に違反し、 又は違反する疑いがあるもの」を自主回収の報告の対象から除外した。

「自主回収報告」の対象に県外のみ流通も追加すべき

委員意見への対応と同じ。

「自主回収報告」の「公表」という文言は言い換えるべき

「公表」を「情報の提供」へ修正。

「危害情報の申出」には濫用防止の文言を入れるべき

濫用してはならない旨の文言を記述すべき積極的理由がないことから修正しない。